

後期高齢者にかかる医療費明細書の交付について

【このようなときに請求できます】

- ・「医療費のお知らせ」ハガキを紛失した。
- ・確定申告の医療費控除に使用するため、年間の医療費総額が知りたい。 など

【請求方法及び請求できる方】

請求は必要書類を広域連合へ直接持参または郵送で行えます。

請求できる方は、原則、本人のみです。

本人以外に請求できるのは、成年後見人などの法定代理人で、配偶者や3親等以内の親族は本人死亡時のみ申請できます。

【必要書類等】

- ・保有個人情報開示請求書（広域連合HPまたは市町村後期高齢者医療担当課）
- ・請求者の身分証の写し（被保険者証、免許証など）※窓口来庁の場合は原本持参
- ・返信用封筒

※郵送で請求する場合のみ必要です。

返信用の切手を貼り、請求者の住所・氏名をご記入ください。

- ・本人との関係が分かる公的機関の発行した書類

※成年後見人や親族（本人死亡の場合）などが請求する場合のみ必要です。

本人と請求者（子等）が同居している戸籍謄本など、本人及び請求者の氏名・生年月日・続柄が確認できる書類が必要です。

例：成年後見人 → 登記事項証明書

配偶者及び親族 → 戸籍謄本または改製原戸籍謄本、法定相続情報一覧図

【請求先】

〒904-1192 うるま市石川石崎1丁目1番 3階
沖縄県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業グループ
TEL：098-963-8013

【その他】

- ・診療などの情報が広域連合に届くのは、診療した月の翌々月になります。
そのため、医療費明細書が発行できるのは、おおむね2か月前のものまでです。
また、診療情報が届くのは毎月10日前後です。
例：令和3年12月分の医療費明細→令和4年2月14日ごろから発行可能
- ・郵送の場合、広域連合で請求を受理後、到着まで一週間程度かかります。
※確定申告前は申請が増加するため、上記より数日要する場合があります。